

平成28年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成28年3月15日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 平成28年度可児市一般会計予算について
議案第2号 平成28年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第3号 平成28年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第4号 平成28年度可児市介護保険特別会計予算について
議案第16号 平成27年度可児市一般会計補正予算（第4号）について
議案第17号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（20名）

委員長	川上 文 浩	副委員長	天羽 良 明
委員	林 則 夫	委員	可児 慶 志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧 子
委員	伊藤 健 二	委員	中村 悟
委員	山根 一 男	委員	野呂 和 久
委員	酒井 正 司	委員	澤野 伸
委員	勝野 正 規	委員	板津 博 之
委員	伊藤 壽	委員	出口 忠 雄
委員	渡辺 仁 美	委員	高木 将 延
委員	田原 理 香	委員	大平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議 長 川 合 敏 己

8. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西 田 清 美	教育委員会事務局長	高 木 美 和
健康福祉部参事	井 上 さよ子	福 祉 課 長	豊 吉 常 晃
高齢福祉課長	伊左次 敏 宏	こども課長	高 井 美 樹
健康増進課長	井 藤 裕 司	国保年金課長	高 木 和 博

子育て拠点準備室長	肥田光久	こども発達支援センター くれよん所長	前田直子
教育総務課長	渡辺達也	学校教育課長	梅村高志
文化財課長兼 郷土歴史館長	長瀬治義	学校給食センター所長	山口好成

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

○委員長（川上文浩君） おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました予算議案のうち、教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

それでは、議案の番号順とは異なりますが、初めに平成27年度補正予算、その後に平成28年度予算の順で、お手元に配付した事前質疑一覧に沿って1問ずつ行っていきます。内容が重複する質問は、それぞれ発言をしていただき、その後にまとめて答弁をしていただきます。また、関連質問はその都度認めます。その他の質疑については、事前質疑終了後に改めて発言をしていただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問等で答弁された内容については、簡潔に答弁してください。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、平成27年度補正予算について質疑を行います。

通告がありませんでしたので、そのほかの質疑を許します。

質疑をされる方は挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、それでは平成27年度補正予算に関する質疑を終了いたします。

○健康福祉部長（西田清美君） 冒頭のお時間をおかりいたしまして、1件御報告とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

昨年の12月議会におきまして、意見書を採択され、国へ陳情もしていただきました障がい福祉施設の国庫補助申請につきまして、瀬田の教職員住宅跡地に計画しております生活介護、就労移行支援事業に対する施設整備の平成27年度の補正予算に係る補助金採択の内示が、先週金曜日、3月11日にごございました。議会からの意見書、陳情などの御支援につきまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

なお、これに対します市からの補助金の予算対応につきましては、本議会に補正予算として当初計上予算分が全て減額ということでお願いはしているところでございます。これは、採択の可否が不明で、年度内の執行がないということによるものでございますけれども、改めて平成28年度で予算計上をお願いしておりますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

また、残ります市民センター跡地の就労移行支援施設と瀬田の共同生活援助施設、いわゆるグループホームにつきましては、事業者から平成28年度分として補助申請がなされております。今後とも御支援をいただきますようよろしく願いいたします。以上でございます。

ありがとうございました。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか、この件。よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に平成28年度予算について、富田牧子委員より1問ずつ質疑をしていただきます。

○委員（富田牧子君） 資料番号3の53ページです。

地域福祉推進事業、地域支え愛ポイント交換報奨金が前年度より60万円増額しているということですが、拡大するポイント付与対象団体はどういうところかということをお尋ねします。

○福祉課長（豊吉常晃君） お答えします。

地域福祉推進事業で計上しております地域支え愛ポイント交換報奨金につきましては、65歳未満のボランティアを対象とし、前年度中にためましたポイントをKマネーに交換するための経費でございます。平成27年度に新たに拡大した事業につきましては、高齢者の安気づくりにかかわるふれあい・いきいきサロンや、歩こう可児302運動の支援活動、介護予防支援活動や食事サービス、敬老事業などで地区の社会福祉協議会や地域の活動団体が新たに付与団体として登録されたものでございます。また、従来からのキッズクラブでのボランティア数が増加しているというようなことから、平成27年度に活動し、平成28年度にKマネーへ交換するという人数は、126人から320人になるということを見込みまして予算を増額しております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、何か今までになかった団体が新たに付与団体になったとか、そういうことではないということですか。

○福祉課長（豊吉常晃君） そういうことで、対象事業の団体が拡大したということが大きな要因だと考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、今までのところでそういう市が認定する安気づくりとか、そういうところで全部網羅しているというふうにお考えですか。

○福祉課長（豊吉常晃君） 平成28年度においても新たに補助対象活動というのが広がるというふうに見込んでおりまして、その内容につきましては、子育て世代の安心づくりで、放課後子ども教室、また子供の遊び相手、見守り、事業協力ということで公民館やこども発達支援センターくれよん、また託児ということで家庭教育学級、子育てピアサポーター活動等もさらに加わるというふう聞いております。

○委員（富田牧子君） すごく一番最初に気になることをおっしゃったんですけど、65歳未満のボランティアということって、そういう線引きってありましたか。

○福祉課長（豊吉常晃君） ボランティアにつきましては、65歳以上の方ももちろんお見えになるわけございまして、全体でいきますと1,000人を超えるボランティアの方が今活動してみえるということですが、予算の対応としまして福祉課が所管しておるのは、65歳未満のところをこの地域福祉推進事業で予算化しておるという、もう1つ、今御指摘いた

いただきました65歳以上につきましては、予算の概要の110ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、介護保険特別会計の健康増進課が所管しております地域支え愛ポイント交換報奨金330万円というのが計上してありますけれども、これはなぜこういう2つに分けてということにつきましては、介護保険の関係で国・県からの負担金はその分につきましては計上されるというようなことから分けておるといような内容でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、2番、田原委員。

○委員（田原理香君） 資料番号3の54ページ、重点事業説明シートでは12ページに掲載されております在宅福祉事業について御質問いたします。

利用者1名につき緊急通報での協力員の3名を確保するとありますが、誰がどのように確保するのでしょうか。

○委員長（川上文浩君） 済みません、2番、3番同時です。山根委員、先に質疑をお願いします。

○委員（山根一男君） 同じく54ページで在宅福祉事業、緊急通報システム運営事業委託料1,270万円は前年よりも若干減っているが、需要は伸びていないのか。数値的な根拠について説明いただきたい。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 1点目の協力員のところでございますが、原則3名ということをお願いをしております。依頼の仕方として、御本人から近隣にお住まいの方や協力をいただける方をお願いをいただいているというのが現状です。中には、御指摘のように3名の確保ができない、自分からお願いしにくいというような声をお聞きします。そのような場合は、担当地区の民生委員を紹介したり、御相談に乗っていただけるよう取り次ぎをさせていただいておりますが、仮に2名しかお願いできないというような場合は、申請を受けさせていただいておるといところが現状でございます。

2点目の委託料の減額のところですが、平成27年度予算につきましては、平成25年度末の利用世帯が360件ございました。それに新規設置30件ほどを見込んで、全体で390件に対する予算を積算しました。

一方、平成28年度においては、平成26年度末現在の利用者数が344件でございましたので、これに新規の設置分を見込んで、全体で380件ほどということで積算をしております。若干10件ほどですが、積算の基礎となる世帯が減ったということで予算を計上しております。以上です。

○委員（田原理香君） 御近所づき合いをされていない、結構つながりがないお年寄りの方も本当に多いです。なかなか1人確保するのも大変で、誰かとにかくお願いに行かなきゃいけないということで非常に危惧されております。ですから、できれば緊急通報の御案内をされるときに、例えば最初からハードルを高くしないで、民生委員の方にこういう方法もありますよということを最初からお伝えいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 各民生委員に対しましては、この制度についてよく周知をしていただいているところでございますので、御本人にその旨伝えていきたいというふうに思います。

○委員（山根一男君） 母数が減っているということは、これ以上拡大する方向ではないというふうに見ていいんですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 各年度の新設と撤去の件数を少し申し上げます。

平成26年度では、新規に37件の設置がございました。対して、例えばお亡くなりになったり転出されたりということで撤去するケースが53件ございました。平成27年度においても、新設24件に対して撤去39件ということで需要がないわけではございませんが、撤去をする件数のほうが若干上回っているというのが現状でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

次、4番、高木委員。

○委員（高木将延君） 資料番号3の55ページ、高齡者生きがい推進事業でございます。重点事業説明シートのほうは13ページです。

ここで、健友会への加入クラブ数の目標値が下がっておりますが、今後健友会の加入促進は行っていくのでしょうかということと、各老人クラブのほうで、高齡化に伴いまして存続がちよっと厳しくなっているという話を聞いております。何か存続へのアドバイスはありますか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 健友会の老人クラブ数は、御指摘のとおり、現在減少傾向にあります。しかし、このクラブ数は会員数30人以上とする国の定義に沿った組織で計上しておりますので、30人に満たない小規模のクラブや、市の健友連合会に所属していないが地域の中で活動していच्छるクラブも存在するために、一概にこの数字だけをもって停滞ということの意味するものではないというふうに考えております。健友連合会につきましては、ネットワークづくり、孤立防止、介護予防、いろんな面で重要な活動だと思っておりますので、健友連合会とともにPR、あるいは活動内容を企画したり、加入促進を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

次、5番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 同じく55ページの高齡者福祉施設整備事業のところ、西部地域包括支援センターを、今サンビュー可児にあるんですけど、それを可児とうのう病院へ移転するという説明がございました。その移転する理由は何かということと、また定期巡回・随時対応型介護サービスを、どこも手を挙げるところがないわけですけども、引き続き考えているようですが、反対側の需要というのが本当に可児市内にあるのかどうか、お聞きをいたします。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 最初に、可児とうのう病院の話でございますが、可児とうのう病院側の構想としまして、健康管理センター北側の建物を改修して、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、西部地域包括支援センター、居宅介護支援事業所といったサービス事業所を集中させて、在宅で生活する方への支援事業所の連携強化を図ってきたいという考えがあるようです。この事業が実施されれば、在宅生活をされる方へのサービス間の連携がしやすくなるというメリットがあるために、岐阜県の整備事業費助成補助金の交付申請を行う見込みです。

2点目の定期巡回につきましては、平成25年度に実施しましたアンケート調査で、介護支援専門員が回答した、供給が可児市に不足しているというサービスの中で上位となる結果が出ております。また、今後在宅で生活する要介護者の増加が確実な中で、その介護に当たり、日中・夜間を問わず定期巡回訪問・随時対応していただけるサービスということですので、整備していく必要性は高いものと考えております。

○委員（富田牧子君） 2つ聞きたいですが、まず西部地域包括支援センターをサンビュー可児から、可児とうのう病院へ移すということですが、その場合に、対象の人数は、帷子地域を抱えていますのでとても多いと思うんですけど、現状の西部地域包括支援センターの職員をもっとふやすとか、そういうことはありますか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 西部地域包括支援センターにつきましては、やはり利用世帯といえますか、抱える人口が多いところですので、ケアプランの件数とかに対応してふやしていくということも一つございますし、一般質問等の中で回答させていただいた部分もありますが、今後、地域に対する支援というような部分で力を入れていきたいと思っておりますので、増員の可能性といえますか、そういったところは十分あるところでございます。

○委員（富田牧子君） もう1つですけど、先ほど定期巡回の話がありまして、それは結局のところ、ケアマネジャーからこういうのが多かったと。しかし、本当に在宅で見なきゃいけないというふうになったときに、そういう要望って本当にあるんですかね。昼間はいいですよ。夜間に、随分前に池田町でそういうのをやった映画も見ましたけれど、そこら辺のところはどういうふうにお考えですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） そのところは、実際にじゃあ何人利用の方がいるのかといったところまでは数値をつかんでおるわけではございませんが、今後のことを考えますと、やはり夜間にも訪問対応していただけるというサービスは用意をしておく、特に帷子地区方面、西部方面につきましては、そういった必要性は高いのではないかというふうに考えております。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

次、6番、澤野委員。

○委員（澤野 伸君） 56ページ、障がい者福祉施設整備事業です。

先ほど御報告がありましたけれども、まだ採択されていない部分のほうでの質疑になります。

す。社会福祉施設整備等施設整備費国庫補助対象事業認定がなされない場合の対応はということをお願いをいたします。

○福祉課長（豊吉常晃君） 市からの補助金につきましては、可児市障がい者福祉関係施設等整備費補助金交付要綱に基づくもので、国の補助金の採択が前提となるものでございます。国庫補助事業として採択されなければならないということですが、その場合につきましては、補正予算について未採択分の予算を減額する予定でございます。その上で事業者と協議を図りながら、改めて国への補助申請をしていただき、また市としての補助金も新規に予算計上した上で早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次、7番から9番、富田委員から。

○委員（富田牧子君） 57ページの自立支援等給付事業です。

放課後等デイサービスが拡大していますが、昨年ガイドラインができましたが、このガイドラインの基本的事項が守られているか。県が管轄しているわけですけど、市としてもやはりこれはやらなきゃいけないことだと思うんですけど、どのように確認を行うのか。今、虐待問題も出てきて、大変障がい者の分野もきちっと見ていかないといけないと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員（山根一男君） 同じ自立支援等給付事業のところ、予算総額13億4,960万6,000円は、対前年2億6,901万1,000円、約25%増である。特に放課後等デイサービス給付費は前年度より1億円以上アップしているが、実数の推移や利用上のトラブルなどはないか、説明願いたい。

もう1つ、更生医療費給付費が前年に比べて約3,460万円から6,900万円にほぼ倍増しているのはどのような理由からか。

○福祉課長（豊吉常晃君） まず、放課後等デイサービスのガイドラインに関しましての御質問にお答えします。

放課後等デイサービスの支援の質の向上を図るため、厚生労働省が平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインを定めたところでございます。このガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる適正な規模の利用定員とか、適正な職員配置、適正な設備等の整備、運用方法等、基本的な事項を定められたものでございます。各事業所は、そのガイドラインの内容を踏まえつつ、事業所の実情や個々の子供の状況に応じて支援を行っていらっしゃるところでございます。

ガイドラインの基本的事項が守られているかの確認についてでございますけれども、先ほどお話がありましたように、放課後等デイサービスの事業所指定は県でありますので、県の障害福祉課が指導、監査を行っておるところでございます。また、放課後等デイサービス利用者の保護者等の方から、事業所に対する苦情とか御相談があった場合につきましては、事

業所に状況を確認した上で、市としても県の障害福祉課に情報提供しておるところでございます。

また、先ほどありました児童虐待に関する規定もこのガイドラインの中に定められてありまして、事案が発生した場合は県・市のほうへ通報するというような規定も盛り込まれておりますので、そういったことを確認しがてら運用していきたいというふうに考えております。以上です。

続きまして、2つ目でございますけれども、山根委員からの御質問で、放課後等デイサービスの利用状況等でございます。

平成27年2月末の放課後等デイサービスの事業所数は7事業所で、平成28年2月末の放課後等デイサービスの事業所数、現在は12事業所でございます。1年で5事業所ふえておるところでございます。平成27年2月末の放課後等デイサービスの利用者数は79人、平成28年2月末の利用者数が103人ということで、その間24人、30%の増加でございます。

また、同じ平成27年2月末でございますが、利用者数の延べ人数は650人ということで、同じく本年2月末が851人ですので、201人の増、31%増でございます。

これまで、一時預かり事業であります日中一時支援事業を利用しておられました利用者の方が、運動支援や創作作業などの療育活動を伴う放課後等デイサービスの事業のほうが、お子さんにとってより効果的であるというような御判断をし、この事業を選択される方がふえておるところでございます。市としても、国・県からの負担金の増額が見込まれる放課後等デイサービス事業をより積極的に進めていただきますよう、事業者に推奨しているところから、放課後等デイサービス給付費はさらに増加するものと見込んでおります。

利用上のトラブルにつきましては、事業所職員の対応が悪いといった御意見とか、運営に対する御要望がありますけれども、事業所に状況を確認した上で、指定されている県の障害福祉課のほうに情報提供しておるところでございます。

続きまして、更生医療の関係でございますが、更生医療とは、障がいの程度を軽くし、日常生活を容易にするための医療が必要な18歳以上の方で、身体障害者手帳を所持している方に対し、指定を受けている医療機関での医療費を公費負担する制度でございます。こちらの給付費につきましては、年々増加し、過去4年間の実績における伸び率を参考にして積算したところ、来年度の予算額が6,900万円となったところでございます。なお、当初予算ベースにつきましてはほぼ倍増というような形でございますけれども、平成27年度の3月補正におきまして、平成27年度の予算が不足するというところで、1,300万円の増額を今計上させていただいているところでございますので、それに比較すると145%の伸びというふうなところでございます。

増加の主な要因としましては、腎臓機能障がいによります人工透析患者の方の増加によるものが主な要因というふうに考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） ちょっと放課後等デイサービスのところでお伺いするんですけど、これは1人の児童が契約できる場所は1カ所ですか。それとも何カ所かにわたって契約でき

るということですか。

○福祉課長（豊吉常晃君） 放課後等デイサービスにはそれぞれ定員がございますので、定員よりもオーバーするわけにはいきませんが、各事業所がそれぞれお1人の方を別々に放課後等デイサービスの契約をすることは可能だと考えております。

○委員（富田牧子君） 私がこれ本当にきちっと確認してほしいとか、見守ってほしいというのは、前に、やはり日中一時支援のときに童思館で大変問題が起こりまして、今たくさん出てきたところの中で子供の囲い込みが始まっていて、ある児童をこの事業所にも、その事業所が名前を変えて、ほかに事業所があるわけですけど、こっちの事業所にも登録させているというような事実があるという御指摘が人からありましたので、本当にきちっと正しくお金が使われなきゃいけないと思うんですよね。放課後等デイサービスというのは本当に必要だと思いますけれども、そういうことまで含めてきちっと、市はやはりお金を出しているんですから、監督をする必要があるというふうに思いますので、もっと実態をつかんでいただきたいというふうに思います。

○福祉課長（豊吉常晃君） 大変貴重な意見をありがとうございます。今後ともしっかりした体制で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（川上文浩君） そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、10番、山根委員。

○委員（山根一男君） 同じく59ページになります。

臨時福祉給付金給付事業です。2億8,453万2,000円の金額が国庫支出金となっており、事務委託料も含まれているようだ。平成28年度からは年金生活者等支援臨時福祉給付金が新たに事務としてふえるが、この給付に関して、対象者に対して具体的にどのような周知方法や支給方法をとるのでしょうか、お願いします。

○福祉課長（豊吉常晃君） 年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、お1人当たり3万円を給付するものでございますけれども、支給対象となられると思われる方には、あらかじめ申請書を送付させていただくほか、「広報かに」や市のホームページ等でPRしてまいりたいというふうに考えております。

支給方法につきましては、口座振り込み、これが簡易な給付金するときにもほとんどでございますけれども、口座振り込みまたは窓口払いというふうになります。事務委託料につきましては、システムの改修費や派遣職員を雇うための経費でございます。以上でございます。

○委員（山根一男君） 市役所1階に窓口を設けるんですが、いつからいつまでとかありますか。

○福祉課長（豊吉常晃君） 現在の予定でございますけれども、制度をちょっと簡単に説明させていただきますと、簡易な給付の関係でございますが、平成26年度から続いている分につきましては、臨時福祉給付金は1人当たり3,000円ということは別口でございます、それは9月から対応するというものでございますが、先ほどありました年金生活者の分の中の低

所得の高齢者向けの給付金というのにつきましては、お1人3万円でございますが、なるべくアベノミクスの恩恵が早期にあらわれるようにというようなことで補正予算が組まれたこともありまして、なるべく早目の効果がということで、5月の中旬から受け付けを開始したいというような思いで今予定をしておるところでございます。

なお、平成27年度につきましては1階の会議室を申請窓口にしておりましたが、期日前投票とか、いろいろ事業がありまして、今年度は庁舎の4階を申請会場にしたいなあというふうに今思っておるところでございますが、ちょっとまだ計画段階のところもございますが、そんな予定でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、番号11から13番、田原委員から。

○委員（田原理香君） 資料3ですと60ページ、重点事業説明シートですと24ページです。

家庭相談事業について御質問いたします。

子供を適切に養育できない家庭や、子育てに悩みを抱えながら相談相手がなくて孤立している保護者等を早期に把握しとありますが、具体的にどのように把握するのでしょうか。

○委員（野呂和久君） 同じところですか。

子育て短期支援事業の委託先と事業内容をお願いします。

○委員（山根一男君） 同じところで、昨年度から立ち上がった事業であるが、初年度相談件数4,428件の内容や分析、対応はどのようであったか、教えてください。

○こども課長（高井美樹君） まず、相談相手がなくて孤立している保護者の早期の把握というところでお答えいたします。

まず、こども課等に電話、それから窓口寄せられる各種相談がございます。また、総合会館1階にあります「絆る〜む」、それから児童センター4館、各地区で開催されています子育てサロン、こういったところに来場された中から、孤立げみだとか危険性、そういったようなのを察知するように心がけております。また、保健センターや保育園等から情報収集をしたり、その都度、必要な家庭についてのケース会議を行うなどきめ細かく行うとともに、相談待ちの姿勢だけではなくて、保育園、小学校等を訪問し、お互いにこういったところの意識共有を図るなど、ふだんから現場において気になる子供や家庭の情報は速やかに連絡を入れてもらうようにしております。

また、別事業ではございますが、こんにちは赤ちゃん事業というもので、生後3カ月から4カ月の第2子以降の乳児宅を、スマイルママという5人の委嘱を受けた者が家庭を直接訪問いたしまして、家庭環境だとか家族の育児に対する御協力の有無等、いろいろな話を聞いて、ふだんの生活ぶりの把握を努めております。特に、この訪問世帯の拒否世帯というのが現実がございます。こういった方が孤立の可能性が非常に高いというふうに理解しておりますので、こういったときは健康増進課のほうに、乳幼児健診、それから予防接種で訪れた際に、母子保健事業の機会を利用して、相談員がその場に出向いていって接触するなど事後フ

フォローをできるようにしているところがございます。

続きまして、子育て短期支援事業の委託先と事業内容についてお答えいたします。

この事業は、保護者が病気とか家庭の都合で昼も夜も児童を養育する人がいない場合、この場合、一時的に児童養護施設等で預かるというものでございます。委託先というのは、県内にごございます児童養護施設、7施設ございますが、こういったところに連絡をとって、そちらのほうに入所をするという事業でございます。これは、基本的に県が承認している児童養護施設というところでございます。

続きまして、相談件数が4,428件の内容と分析、対応について御説明いたします。

相談の件数は、平成25年が2,780件でした。これが平成26年になりますと4,428件ということで、1,648件、60%急増というようなことにごございました。内訳につきましては、児童に関する相談が2,830件、そのうちの623件が虐待の相談でございます。それから、女性・男性相談が1,598件、そのうちドメスティック・バイオレンス（DV）の相談に関するものが333件というような内容になっております。増加の要因につきましては、多子世帯で要保護や支援を必要とする世帯が増加してきたことによるもの。それからまた、児童虐待等で一時保護した児童が増加しております。そういったことから、その御家庭との復帰前の相談であったりとか、復帰後の支援というのが増加していますので、その2つが大きな要因かというふうに理解をしております。

また、それぞれ寄せられる御相談の中で経過観察をしている件数が非常にふえています。これがふえているというのは、経過観察期間が長期にわたっているというようなことで、かわり続ける必要のある御家庭が増加をしているというような状況でございます。まさに、マイナス10カ月からのつなぐ、まなぶ、かかわる子育て支援というものを意識しながら取り組みを行っているところです。

今後の対応といたしましては、専門職を中心とした人員の充実というところでございます。例えば平成27年度は4月当初から社会福祉士をこども課のほうに1名配置をしたりして、そういった専門員を配置したり、それから現相談員のスキルアップ、それから平成27年度に予算をお願いしておりました家庭児童相談システムを導入して、個々のケースを、今まで紙ベースでそれぞれ持っていたものをデータ化し、電算化することで共有を図っていくと。職員間の情報の共有をしていく、それから事実確認、情報収集もしながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（山根一男君） ありがとうございます。もしわかりましたら、4,428件の実人数というのはわかりますか。

○こども課長（高井美樹君） なかなか実人数というのが、当然匿名のお電話等もいっぱいありまして、例えばですけど、児童ですと1,084人、それから女性・男性相談ですと女性が623人、男性が9人ですので、630人程度というような把握になっております。

○委員（田原理香君） 第2子以降というふうなことでしたが、これは1人目のお子さんからじゃないというのは何か理由がございますか。

○**こども課長（高井美樹君）** 1人目につきましては、健康増進課所管のほうで新生児訪問を行っておりますので、こども課のほうでは第2子以降の御家庭に御訪問をして、御家庭の状況とか、家の散らかりぐあいだとか、そんなものを見ながら、お母さんの状態、御家庭の状態を見るというようなことで、第2子以降はこども課のほうで訪問しているというところがございます。

○**委員（田原理香君）** ありがとうございます。いずれにしても、いろんな情報が入ってこないことにはなかなか訪問につながらないと思います。さまざまな健診等がありますので、そういったところにもアンテナを張っていただいて、横の連携をとっていただいてやっていただけたらと思います。

○**こども課長（高井美樹君）** 乳幼児健診、それから予防接種等、先ほど申し上げましたとおり、お互いに連携をとりながら取り組んでまいりたいと思います。

○**委員（野呂和久君）** 先ほどの子育て短期支援事業で、最新の年度で利用された方の利用数というのはわかりますでしょうか。

○**こども課長（高井美樹君）** 平成27年度は1人が入所しています。平成26年度はゼロ、それから平成25年度は5人の児童が入所というような状況でございます。

○**委員（渡辺仁美君）** DVと児童虐待の数が多いというのに今ちょっと驚いたんですけど、特に児童虐待についてお尋ねします。

親との切り離しに至った例を、どういった通報、医療施設なのか、教育施設なのか、周りの地域の人なのか、その点と、もう1点、児童相談員の数が実際足りているのかどうか。それって、ちょっと観念的なお答えになるかと思うんですけど。

○**委員長（川上文浩君）** 渡辺委員、まず前段の質問ですけど、予算関連質問ですので、こども課長、予算に関連した部分で答弁をしていただくようお願いいたします。

○**こども課長（高井美樹君）** 児童相談につきましては県の事業でございます。可児市のほうとしては家庭相談ということでございますので、あくまでも女性を中心とした子育てに関する悩みだとか、虐待に関する悩みだとか、そういったものを受け付けていると。児童の虐待通報につきましては、県の子ども相談センター、それから女性のDVの通報については、可児市のほうで受けたり、警察で受けたりというような状況でございます。

○**委員（渡辺仁美君）** そうしますと、児童虐待については中央児童相談所みたいな、そういうシステムになっていて、可児市には受け付ける場所はどこに当たるんですか。やはり市役所に通報したりする例が、ついそうなると思うんですけど、済みません、関連で。

○**こども課長（高井美樹君）** 今年度から通報システムということで、県のほうがフリーダイヤルで189番、そういったフリーダイヤルの通報システムをつくって、そのフリーダイヤルを鳴らせば、県の可茂総合庁舎の児童センターとか、そういった近々のところにかかるようになっています。それ以外には、可児市のほうにも当然通報はございますので、そういったときは児童相談所と一緒に御家庭を御訪問したり、なかなか今、児童相談所は非常に御多忙ですので、可児市の職員と家庭相談員とセットで御訪問したりということで対応して

いるところですよ。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

○委員（板津博之君） 数字の確認ですけれども、初年度相談件数が4,428件で、その後2,270件という数字を言われて、60%増だったということなんですが、この4,428件のうち、623件が児童虐待の相談ということでよろしかったでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） ちょっと数字が並びまして申しわけありませんでした。

まず60%の増加というのは、前年度から1,648件ふえて60%ふえました。内訳につきましては、4,428件のうち児童相談が2,830件、うち虐待の相談が623件という数字になっております。

○委員（板津博之君） その1,648件の中で言うと、児童虐待の相談は何件だったのでしょうか、わかりますか。

○こども課長（高井美樹君） 済みません、あくまでも増加数ですので、内訳は把握しておりません。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

委員の皆様方に申し上げます。予算関連質問ですので、逸脱しないようにだけよろしくお願い申し上げます。指導入れていきますので、お願いします。

次、14番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 同じく60ページの私立保育園等保育促進事業のところ、私立保育園の運営費負担金によって、保育士の処遇改善が図られるのかどうかということをお尋ねします。

○こども課長（高井美樹君） お答えします。

保育士賃金の処遇改善につきましては、現在、国政とか、新聞・テレビの報道等で話題になっていますが、この処遇改善につきましては、従前から国庫補助金の中で民間施設給与等改善費というもので対応してきましたが、さらにその基礎の上に、3年ほど前から保育士等処遇加算特例事業と、いわゆる処遇加算という制度ができております。この制度は、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まっておりますが、これによりまして、今まで補助金であったものから公定価格に組み込まれる形となり、公務員給与改定等の関連にする反映分も、この公定価格というものに組み込まれるようになりました。

平成26年度の実績につきましては、特例加算の部分になりますけれども、5園に対して1,325万円を交付し、常勤保育士の平均で月額7,369円のアップということで処遇が改善されたということで、今年度以降も保育士給与等の処遇改善につながっていくものというふうに考えております。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、15番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 61ページ、児童センター管理運営事業です。

重点事業説明シートでは、指定管理者の運営に対して適切にモニタリングを行うと書いてありますが、どのようにこのモニタリングを行うのか、具体的に説明をしてください。

○こども課長（高井美樹君） まずモニタリングにつきましては、協定書というものにおいて取り決めをお互いにいたします。内容につきましては、定期で行うモニタリングと、それから随時で行うモニタリングがございます。定期モニタリングにつきましては、毎月の定期報告書により実施をいたします。その内容は、管理業務の実施状況、それから施設の利用状況、それから人員の体制、それから収支状況等のモニタリングを行います。随時モニタリングにつきましては、業務日誌とか出納簿、それから支出証拠書類等、必要に応じて各業務の遂行状況を随時確認いたしますとともに、立ち入りが必要な場合は立ち入りをして必要な説明を求めたり、関係書類の提出を求めるように協定書の中でしております。あわせて、セルフモニタリングというものも、管理指定業者に協定書の中でうたっております、これを年4回、セルフモニタリングをしていただき報告するようしております。

先ほど申し上げましたとおり、帳簿類につきましては常備をして、必要と認めるときはその状況を報告しなければならないようにしております。また、事業計画書とか事業報告書、それから毎月やるモニタリング、随時やるモニタリングの結果を総括した評価も実施するようにすることで、施設の良好な管理運営が確保されるようにしてまいりたいと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 児童館では、今まで一応、冊子を出してみえましたよね。あれもきちんと出されるということだったと思うんですけど、それで間違いありませんか。

○こども課長（高井美樹君） 引き続き、今までの統計のとり方も、数字のとり方もありますので、できる限りこの様式に沿った形で、年度末閉じてからつくっていただきまして、運営委員会も各所設置をしてもらいまして、その場でどんな実績だったというのを地域の方に御報告をし、次の計画についても、いろいろな御協議を地域の皆さんと一緒にさせていただくというような手はずにしております。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次、16番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 62ページのキッズクラブ運営事業です。

新たに子ども教室をキッズクラブに隣接して行うということですがけれども、キッズクラブとは、子ども教室は目的が違うと思いますので、果たして隣同士で支障が出ることはないのか、そういうことをちょっと危惧しております。また、新年度から長期休暇のみのキッズクラブは通常クラブとは別に運営するというお話でしたけれど、どこでどのように行うのかということですか。

○こども課長（高井美樹君） まず子ども教室についてですが、国が放課後子ども総合プランというものを示しております。これは学童保育ですね。可児市でいうキッズクラブと放課後

子ども教室と言われるものの一体運用、連携を進めるというプランでございます。

本市では、キッズクラブのボランティアの登録者を中心に、放課後子ども教室的な活動が既に各キッズクラブで行われています。そこで子ども・子育て支援事業計画、今年度の4月から動いています計画ですが、この中に放課後子ども総合プランを進めることとしておりまして、その一つとして、現キッズクラブの近くで、余裕教室のある南帷子小学校において行いたいというふうに考えております。一体運用、連携の趣旨から、キッズクラブに入室している児童も当然参加をいたします。そのため、児童の動線だとか、そういった動線の運用とか、施設的な配慮、それから行うプログラムの検討が必要かというふうに考えております。

続きまして、長期休暇の児童の受け入れ部分についてお答えいたします。

ここ二、三年でキッズクラブに入室したいというお子様が非常に急増しております。こんなことから、今年度は苦渋の判断でございますけれども、高学年を中心に待機を出さざるを得ない状況に至ってきております。そこでその救済措置というような形で、高学年、特に待機を出した方で、どうしてもキッズクラブに入れたいという保護者の御希望に対応する方法の一つといたしまして、夏休み、臨時で開設するクラブについて、場所とか、そういったところも含めて検討をしているところでございます。

○委員（富田牧子君） 先ほどの子ども教室の話ですけど、キッズクラブと一体運用という話でしたが、教育福祉委員会の資料をちょっと見せていただいたときに、まずとにかく定員がキッズクラブはあふれているので、4年生までというか、低学年まで優先的に入ると。このクラブは、これだけ6年生が入れないかもしれないというふうに書いてありましたが、そんなところで子ども教室を優先してやるということはないですよ。まずキッズクラブで、本当に学童保育を必要とする子供たちをきちっと入れていただいて、余力があって子ども教室をやっていただくという、考え方はそういうことだと思んですけど、どうですか。

○こども課長（高井美樹君） 富田委員のおっしゃるとおり、余裕があるところしかできないということ、南帷子小学校につきましては非常に児童数が減ってきておりまして、余裕教室がたくさんあるということから、申し込みのある児童の受け付けは当然受け付けて、それ以外のところで放課後子ども教室というようなものが行えるところというのは、今のところ南帷子小学校しかないということ考えております。

○委員長（川上文浩君） 次、17番、高木委員。

○委員（高木将延君） 同じく62ページの児童相談支援事業でございます。

重点事業説明シートのほうは30ページです。

平成26年度の実績で、利用計画作成件数が280件となっております、平成26年度の重点事業点検報告書のほうでは、これがやはり今後ふえていくと予想されているということでしたが、そうすると、サービスの利用開始までちょっと時間がかかるように思ったのですが、これに対して迅速な対応への対策等ありますでしょうか。

○こども発達支援センターくれよん所長（前田直子君） 御質問の迅速な対応についてでございますが、サービス利用計画作成の手續完了までには、規定に沿って進めておりますので、

おおむね約1カ月かかります。可児市においては、乳幼児期から小学生までをくれよん相談支援事業所がほぼ一手に担当し、今年度についても既に344件を作成したところです。この手続は、保護者による福祉課窓口での利用申請から始まり、相談支援専門員との面談、6種類の計画関連書類の作成、家庭訪問をしての同意署名、福祉課での支給決定、受給者証作成交付と進めていくことが定められており、一定の期間を要するわけですが、育児不安が強い、虐待の疑いがあるなど緊急を要する場合は、必要に応じて現在も対応していますし、今後も最大限の配慮をしてみたいと思います。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次、18番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 64ページの予防接種事業で、4種混合について、新年度から個別接種に変わったのでしょうか。

○健康増進課長（井藤裕司君） 4種混合について、個別接種に変わったかについてお答えします。

昨年の9月議会での一般質問において、解決しなければならない課題はありますが、可児医師会と十分協議しながら個別接種化する方向で検討していきますとお答えをいたしました。集団接種と個別接種の双方のメリット・デメリット、並びにB型肝炎予防接種の定期接種化の可能性も含めて検討してきたところでございます。

平成28年2月10日に開催した平成27年度可児医師会可児市郡衛生担当者合同会議の席上で、4種混合ワクチン予防接種の個別接種化の方向性とスケジュールについて提案させていただき、協議をいただいたところでございます。その内容といたしましては、平成28年4月から9月までは従来どおり集団接種で実施し、10月1日からは集団接種も行いながら個別接種を開始します。9月に、4種混合の予防接種対象者宛てに、個別接種ができるようになったことを個別に通知するとともに、「広報かに」と「けんこうだより」で市民にお知らせしていく予定でございます。そして、平成29年度からは個別接種のみにしていく予定でございます。以上でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、19番、20番、高木委員。

○委員（高木将延君） 64ページの母子健康教育事業でございます。

重点事業説明シートのほうは32ページになります。

新しい取り組みとしまして妊婦訪問のほうがございますが、これの訪問頻度と、あと医療機関等への情報連携について教えてください。

○委員（伊藤 壽君） 同じく母子健康教育事業で、かにかっ子ナビのモデル運用をするということがございましたが、その内容と運用方法、効果等についてお願いいたします。

○健康増進課長（井藤裕司君） まず、新規取り組みの妊婦訪問について、訪問頻度、それか

ら医療機関との情報連携はどのように予定しているのかということについてお答えをさせていただきます。

母子健康手帳交付時には、保健師が一人一人の妊婦と直接面接をしておりますが、そのときに気になる妊婦については、それ以降、保健師が連絡をとって随時訪問をしております。そのときには特に気になることのなかった妊婦については、出産後の新生児訪問まで行政が余りかかわることはありませんでした。しかし、出産前後には状況が変わり、不安が募ってきた妊産婦が気軽に相談できる、顔の見える関係をあらかじめ築いておくことが必要であると考えまして、新たに産前訪問を実施するものでございます。これまでの取り組みに加えて実施するので、新生児訪問のように全ての子育て家庭を訪問することはできませんが、母子健康手帳交付時の面接で御希望をいただいたり、妊婦健診を実施した産科医療機関からの情報などをもとにしまして、最低でも1回は訪問させていただけるような体制を整えていきたいと考えております。

医療機関との情報連携については、これまでも必要な連絡はとり合ってきておるところでございますが、この取り組みをきっかけに、医療機関と行政ももっと顔の見える関係をつくっていく必要があります。そこで、まず手初めとしまして、先月、産科医療機関の医師と助産師を招いて、母子保健推進員や在宅の助産師、それから市の保健師を対象とした研修会を開催したところでございます。医師からは、産前訪問を行うに当たってのポイントを専門家の立場からアドバイスいただき、また現場の助産師からは、医療機関は身体面を優先して診ているので、行政には妊婦訪問などで社会的・精神的な面のサポートをお願いしたいというふうに言われました。今後も、こういった研修の機会を随時持ちながら、医療機関との連携を密にし、支援が必要な子育て家庭の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

続きまして、かにかっ子ナビのモデル運用の内容と運用方法、効果についてお答えをいたします。

かにかっ子ナビは、スマートフォンなどで子育ての記録をつけながら、自然に行政からのお知らせや子育て情報を見ることができる情報発信ツールでございます。対象者としては、可児市に住所を有し、利用規約に同意して利用登録された妊娠・出産期から乳幼児期の子育て家庭を想定しております。平成27年2月から実施しておりますモニター運用にかえて、平成28年4月からは、利用者を限定せず、登録した方が誰でも利用できるような形でモデル的に1年間運用していきたいと考えております。このかにかっ子ナビの効果としましては、利用者が楽しく子供の成長を記録しながら、自然に行政からの情報が目に入るので、これまで関心が薄かった層の子育て家庭にも、行政とつながる機会を広げることができるのではないかと期待しているところでございます。以上でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、21番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 83ページの教育総務一般経費のところですが、聞きなれない言葉が出てきました。スクールローヤーというのを試行的に導入するということですが、このスクールローヤーの必要性について、もっと詳しく説明をしてください。今、いろんな人が教育のところに入っていると思うんですけど、教育現場の先生たちから、本当にこんなものが必要という要望する声があるのか、教えてください。

○委員（酒井正司君） 同じくスクールローヤーを委託する背景は、年間相談件数予想はです。

○教育総務課長（渡辺達也君） 初めに、スクールローヤーの定義でございますが、社会通念上、定まった呼称があるわけではございませんが、当市教育委員会では、弁護士業務を兼業する教員のことを呼称しております。一般の民間企業では、弁護士資格を持つ者が従業員として雇用される企業内弁護士に準じて、学校内弁護士とも呼称する場合もあるようでございます。また、ほかの自治体では、学校現場の法的トラブルを専門に取り扱うため、教育委員会とアドバイザー契約を結んでいる一般の弁護士をそう呼称している場合もあるようでございます。

それでは、スクールローヤーの必要性や背景について御説明いたします。

困り感のある子供に寄り添うマンパワーとして、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが必要とされるならば、困り感のある先生に寄り添い、法的素養のある同じ教員目線から背中を押してもらえる外部のマンパワーがあってもよいのではないかとこのところへの着眼によるものでございます。

学校現場の児童・生徒、保護者や教職員を取り巻くさまざまなトラブルは、教職員の困り感を招くのみならず、場合によっては法的な問題に波及するような事案もございます。こうしたトラブルが法的トラブルに膠着化する前の初動対応のアドバイスはもとより、法的素養に裏打ちされたピアサポーター、いわゆる同じような立場の人によるサポートでございますが、ピアサポーターとして同じ教員目線から助言・指導いただけるアドバイザーを弁護士を兼業する教員にお願いし、教職員の困り感やストレスの緩和・解消の支援策として、笑顔の学校に寄与することを期待するものでございます。

あわせて、本件のような弁護士業務を兼業するクラス担任を持つ教員の外部のマンパワーの活用という意味では、当市が全国で初の試行的な取り組みになると見込まれますが、こういった当市独自の日本一の義務教育を目指すための教育環境の向上の姿勢が、あくまでこれは希望的観測でございますが、可児市外に在勤する、より質の高い教員が、本人申告の勤務の拠点を一人でも多く可児市に変えてもらうことにつながっていけばという願いもございます。本制度の発案は、教育現場からの要望ではなくて、教育委員会事務局でございますが、導入に当たりましては、学校長及び教頭から意見聴取を実施しておりまして、大多数は肯定的な意見でございました。

主な意見につきまして二、三紹介させていただきますと、「一般的な弁護士による法律相談ではなく、学校現場を熟知している教員による法律判断も踏まえた教育判断のアドバイスをもたらえることに意味がある」「よいアドバイスをもたらえれば安心感につながる」「教師とい

う同じ気持ちのテーブルにのれて、かつ法律上のバックボーンもあると思うと教育管理者として気持ちが楽になるからぜひ導入してほしい」「担当教師が外部の第三者的かつ弁護士の資格を持つ教員からアドバイスを受けているからという口上が使えながら対応できるのは、心理的な負担の軽減になって相手にも言いやすい」という御意見もいただいております。

なお、年間相談件数につきましては、市内全小・中学校の延べ件数で、おおむね月に5件、年間60件程度を見込んでおります。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、38万9,000円という内容は月に5回相談があつてということだと思ふんですけど、この方は一体どういう勤務形態でおられるのでしょうか。実際に学校現場で、どこかの学校に勤務していて、ここに相談があつたら来るとか、そういうことなんですか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 今想定しておりますのは、実際に弁護士と教員、学校現場の教員をやっているという二足のわらじを履いているような先生というのは、全国でも唯一お1人だけです。その先生は、今、東京都内にお見えなんですけど、昨年度、教育研究所による教員研修でも講師に来ていただきまして、そこからいろいろとお話をさせていただいておるというわけですが、東京都内にお住まいの私立の中学校・高等学校の社会科の教員でいらっしゃいます。週のうちに弁護士活動もやり、なおかつ日にちによっては学校の現場の教師もやっているという方でございます。

今、富田委員がおっしゃったように、東京からわざわざ現場に出向いてということは考えておりません。今想定されておりますのは、主にメールによりまして、その日に即答できるような対応は可能であるというような感触は得ておりますし、あとは専用の携帯電話というような形で、一番の魅力は、あくまでも危機管理等につきましては学校の現場の組織対応でございますが、教育管理者である校長、教頭の了解のもとであれば、直接かかわった教員がこのアドバイザーとそういったやりとりができるというシステムでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 私立の学校の先生だったら、そういう副業するという事は可能なんですかね。どう考えてもよくわかりませんが。

○教育総務課長（渡辺達也君） その点につきましては、いろいろと準備、内部的なそういう調べはしておりますけれども、当然学校の了解もいただいた上での想定でございます。

○委員（富田牧子君） 法律的な問題だったら、ここ可児市にも顧問弁護士がいらっしゃるわけだから、どうしてそれではいけないのでしょうか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 当然、可児市にも顧問弁護士がおります。ですので、先ほども冒頭に申し上げましたように、ほかの教育委員会では一般の弁護士が、大きな自治体では市全体の顧問弁護士のほかに教育委員会専属で顧問弁護士を雇うような、そういう方をスクールローヤーと言っておるところもあるようでございますが、うちの場合は、あくまでも法律判断そのものを求めるということであれば、そういう事態に生じましたら、これは市の顧問弁護士がおりますが、初期の対応として、将来的に法律問題、権利・義務関係を明ら

かに、つまびらかにするという事態も生じるかもしれないような初期のトラブルに対して、教員としての教育的な判断・配慮も踏まえながらサポートできるというところで、あくまでも屋上屋を架すような、改めて教育委員会が一般の弁護士を雇うと、そういう趣旨ではございません。以上でございます。

○委員（富田牧子君） この試行的導入という、その意味合いはどういうことでしょうか。今後はどうしていくおつもりなんですか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 前財政課長だから言うわけではございませんけど、新しい取り組みですので、一度ついた予算を、やはりP D C Aをやっていく必要がございます。ですので、これは全国でも初めての取り組みでございますので、一度やってみて本当に教育現場に効果があるかどうか、それをしっかりとチェックしながら、引き続きやっていくかどうか、そういう判断をさせていただきたいということで試行的取り組みとさせていただいておるのでございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、23番、24番、酒井委員。

○委員（酒井正司君） 84ページの外国語・コミュニケーション教育推進事業です。

文化創造センター a 1 a のコラボレーション事業の内容はです。

○委員（渡辺仁美君） 11ページになりますけれども、コミュニケーションワークショップとはどのような内容か、お聞かせください。

○学校教育課長（梅村高志君） この事業は、a 1 a まち元気プロジェクトと協働しまして、劇団のアーティストの方たちが講師として学校などに出向いてコミュニケーションワークショップを行うものでございます。「芸術が子供たちの心を豊かにする」というものを合い言葉にした活動を通しまして、言葉による表現だけではなくて、ダンスとか劇、ゲームなど身体表現を用いて互いに伝え合うことの喜びに気づき、自己や他者への理解を一層深めることを大切な狙いとしております。主に小学校3年生・4年生と中学校の特別支援学級のお子さん、適応指導教室スマイリングルームの子供たちが参加しております。年間30回程度、希望する学校とスマイリングルームで開催をいたしました。昨年度参加した5校450名の子供たちにアンケートをとりましたところ、「今までより仲よくなれた」86.4%、「またぜひワークショップをやりたい」96.8%という良好な結果が出ております。また、学校からは、生徒が協力して清掃活動に取り組めるようになったとか、器物破損あるいは生徒間トラブルなどの粗暴な言動が減ってきたというような数値にはなかなかあらわれない変容も報告されるなど、安心感のある過ごしやすい学校づくりに効果を感じておるところでございます。以上です。

○委員（渡辺仁美君） 確認ですが、そうしますと、コミュニケーションワークショップの効果が情緒的な安定を生んだと、そういうことでよかったでしょうか。

○学校教育課長（梅村高志君） おっしゃるとおり、情緒的な側面で教育効果が進みつつある

というふうに考えております。

○委員長（川上文浩君） そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで午前10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時23分

○委員長（川上文浩君） それでは、委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

25番、酒井委員。

○委員（酒井正司君） 86ページ、学校建設費です。

小学校トイレ市内全校改修計画は、中学校の計画は。これは簡潔で結構です。

○教育総務課長（渡辺達也君） 小学校低学年用のトイレ改修につきましては、小1プロブレムの物理的な課題克服という観点から、4月から実施される教育基本計画後期計画の中でも、当該計画期間中に優先的に実施する予定でありますが、お尋ねがございました、それ以外の小学校の低学年用以外とか、中学校を含めたトイレ改修につきましては、今後の財政状況やファシリティーマネジメントの観点も踏まえまして校舎の大規模改造などの計画の中で順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、26番、酒井委員。

○委員（酒井正司君） 92ページ、郷土歴史館、荒川豊蔵資料館運営事業。

多治見市美濃焼ミュージアムに開設予定の荒川豊蔵展示室と連携の考えはありますか。

○文化財課長兼郷土歴史館長（長瀬治義君） お答えいたします。

多治見市美濃焼ミュージアムとは、これまでも収蔵品の貸し借りやスタンプラリーなどを通じて連携してまいりました。平成28年2月にミュージアムのほうへ寄贈されました荒川氏の作品につきましても、必要に応じて相互貸借するなど連携してまいります。以上です。

○委員（酒井正司君） そうすると、目録なんかはお持ちですか。新聞の報道によると、書画、陶芸作品31点、1億3,700万円ぐらいという報道がありました。どうですか。

○文化財課長兼郷土歴史館長（長瀬治義君） 平成28年4月以降、その部屋がオープンするということを聞いておりますけれども、まだ現在のところ、その目録、現物のお写真、それはまだ目にしておりません。

○委員（酒井正司君） いろんな連携の仕方があると思うんですが、例えば貸し借りとか、イベント共催とか、そのような具体的な計画はお持ちでしょうか。

○文化財課長兼郷土歴史館長（長瀬治義君） 具体的な計画はまだございませんが、同じ趣旨で設置されている荒川豊蔵資料館、それからこの荒川豊蔵展示室ですので、十分に相互貸借

の可能性はありますし、それはお互いの立場で相互貸借できる関係には現在ございますので、必要に応じて考えます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、27番、渡辺委員。

○委員（渡辺仁美君） 92ページ、美濃金山城跡等整備事業です。

金山城跡、久々利城跡の地形測量に続き、他の現存城跡も、引き続き保存活用計画に沿って測量がされるのでしょうか。

○文化財課長兼郷土歴史館長（長瀬治義君） お答えいたします。

今年度策定しております保存活用計画は、美濃金山城跡を対象としたものでありまして、久々利城跡の地形測量はダイレクトにこの計画に沿うというものでございませぬ。市内のほかの城跡につきましては、それぞれ今後の活用に見込みが立ちましたら、これも必要に応じて測量調査を考えてまいりたいと思います。以上です。

○委員（渡辺仁美君） 城跡を、総合的に保存計画を立てられているのであれば、測量などが、委託料のかかることではありますけれども、なされないと、立て札等、位置等も認知できませんので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○文化財課長兼郷土歴史館長（長瀬治義君） そういった御指摘、先ほど申しましたように、今後の活用に見込みが立てば、必要に応じて測量調査をしてみたいというところがございます。

○委員長（川上文浩君） 次、28番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 95ページの給食センター管理経費です。

新たに食品リサイクル業務を委託するという話でした。畜産用という話でしたけれども、これまではどのような処理をしていたのでしょうか。新たに委託する必要性と委託先についてお伺いします。

○学校給食センター所長（山口好成君） お答えします。

初めに、これまではどのように処理をしていたかについてでございますが、学校給食の調理の過程で発生しております調理くず、いわゆる野菜の不可食部や、学校で食べ残ってしまった給食のうち、一部につきましては、市の生ごみ減量研究施設でEMボカシを使って発酵、乾燥させて堆肥化し、学校の花壇やプランターの肥料として利用をいただいております。残りにつきましては、収集運搬許可業者によってささゆりクリーンパークに運搬し、焼却処分しております。新年度は、この焼却処分しています部分、給食残渣につきましては、食品循環資源として畜産用の飼料に再生していきたいと考えております。

次に、新たに委託する必要性と委託先についてでございます。

平成26年10月に、今後の食品リサイクル制度のあり方について、環境省の中央環境審議会意見具申の中で、学校給食調理施設については食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つで、可能な限り排出される食品廃棄物等についても、食品ロス削減国民運動の一環とし

て食品ロス削減等の取り組みを実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残渣を回収し、再生利用の取り組みを推進することが必要であるとされました。

現在、栄養教諭・栄養職員によって、全小・中学校の全学級において、年間を通して自分自身の食生活に関心を持ち、正しい栄養のとり方、偏食をなくし残さず食べようや、望ましい食習慣が身につくよう、食に関する指導に取り組んでおりますが、新年度からは新たに、児童・生徒にとって最も身近である給食を食品廃棄物再生利用の取り組みへの理解を深めるための教材の資料として活用しながら、食品リサイクル、食品ロス削減等の必要性などについても、指導内容の中に取り込めて取り組んでいきたいなあというふうに考えております。

委託先につきましては、飼料化施設としては岐阜県下では初の施設となります。関市にあります株式会社橋本の関エコフィードセンターに再生処理を委託する予定でございます。以上でございます。

○委員（板津博之君） 廃棄量をどれくらい見込んで、そのうちの何%をリサイクル、いわゆる畜産用飼料としてリサイクルする予定かをお聞かせください。

○学校給食センター所長（山口好成君） 現在、再生処理を予定しておりますのは、年間約3万6,000キロほどになります。先ほどEMボカシを使って、肥料として使っておるというふうにお話ししましたが、そちらが約1万8,000キロぐらいの量になると考えております。以上です。

○委員長（川上文浩君） そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

次、29番、伊藤壽委員。

○委員（伊藤 壽君） 国民健康保険事業特別会計、療養諸費でございます。

資料番号は3、98ページでございます。

一般被保険者療養給付費が約1億8,700万円の増額となっておりますが、その理由についてお願いいたします。

○国保年金課長（高木和博君） お答えいたします。

療養給付費の増額につきましては、主な要因として、医療の高度化並びに医療費が高額となる65歳以上74歳までの国民健康保険加入者が、平成26年12月末と平成27年12月末と比較しますと2%増の177人ふえまして、1万1,939人であります。この数字は、可児市の国民健康保険加入者の46.5%を占めておりまして、療養給付費の増が見込まれることから、対前年比2.89%の増額をしております。以上でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次、30番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 106ページの後期高齢者医療広域連合納付金のところですが、新年度は後期高齢者医療保険料が上がることになっております。2年前と比べてどのぐらいの値上げか。これまで、後期高齢者医療保険では軽減の特例措置がとられてきましたけれど

も、平成29年度にはそれを本則に戻すということが言われております。現在どれぐらいの人数が何割の軽減措置を受けているのか、またその総額はどれぐらいかということです。

○国保年金課長（高木和博君） お答えいたします。

後期高齢者医療保険料の保険料率の改定でございますけれども、平成28年2月16日火曜日に後期高齢者医療広域連合議会において保険料率等が改定されました。保険料率の改定は、特定期間、2年単位ではございますけれども、通じまして、財政の均衡を保つこととされており、平成20年度の制度施行後4回目の改定となります。平成28年、29年度の保険料率は、均等割額で850円増の4万2,690円、所得割率で0.56%増の8.55%となり、1人当たり年額保険料は2,429円増の5万9,272円となり、前期より4.27%増となりました。このため、後期高齢者医療広域連合では余剰金と県後期高齢者医療財政安定化基金を抑制財源として活用し、増加幅を抑えております。

次に、軽減の特例措置は平成28年度も継続されますが、平成29年度に本則に戻すとの情報は、現時点では後期高齢者医療広域連合や当市では確認できておりません。今後も、国からの情報を後期高齢者医療広域連合と連携しながら収集し、対応してまいりたいと思っております。

次に、軽減対象者数と金額についてですが、軽減対象には均等割軽減と所得割軽減がございます。後期高齢者医療広域連合の試算通知から予測しますと、均等割軽減では、9割軽減が1,780人、8.5割軽減が1,391人、5割軽減が881人、2割軽減が1,178人、被扶養者軽減が568人で、軽減総数は5,795人であり、軽減金額は1億7,051万5,929円です。また、所得割軽減は961人で、1,215万5,444円でございます。軽減合計金額は1億8,267万1,373円でございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それで、後期高齢者医療保険に入っている人の総数をちょっと教えてください。

○国保年金課長（高木和博君） お答えします。

岐阜県下の平成28年度の被保険者数は28万6,120人でございます。そのうち可児市は1万809人でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、約何割の人が軽減を受けているというふうになりますでしょうか。ちょっと数字が聞き取れなかったもので、ごめんなさい。

○国保年金課長（高木和博君） 均等割軽減合計が53.61%、所得割軽減が8.89%でございます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次、31、32ですが、ちょっと質疑が長いので、31と32を分けてやります。

○委員（伊藤健二君） では、31番の3番、109ページのほうになります。

地域支援事業費（生活支援サービス事業経費）の欄です。

国は、平成30年度に介護保険制度をさらに改定して、要介護1、要介護2の生活援助サー

ビスを新たに削減する方向で議論を始めており、新聞報道等されております。平成26年の法律の改定で、既に要支援1と要支援2の人の訪問介護サービスなどが保険給付（保険事業勘定）から外されて、地域支援事業、可児市が行う介護予防・日常生活支援総合事業等に回されることになりました。平成28年度でこの問題が今ここにあらわれてきています。

そこでお尋ねをするわけですが、介護保険制度の改定のもとで、地域支援事業において平成27年度に3,500万円余の事業規模を組んできたというのは、平成26年まででも4,000万円以上の給付実績があったからであります。こうした3,000万円から4,000万円という大きな給付実績の保険給付の中身が、この平成28年度でどのような青写真設計のもとで切りかわろうとしているのかをお尋ねするというのが質問です。

①として、事業費を1,558万円も減額するというふうになってはいますが、その理由は何でしょうか。

また2つ目には、新規事業である生活支援サービス事業経費との区分、関連はどのようになっているのでしょうか。

3つ目、会計の内訳、資料番号3の33ページにあります。この会計の内訳では、介護サービス事業勘定において730万円、率では24.5%減とするとされております。それぞれの内容と、この1、2、3がどのような形で符合するのか、説明をお願いしたいということです。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） まず1点目の地域支援事業費のところでは減額1,558万8,000円、その理由についてということですが、地域支援事業の中身は、これはサービス給付の中身ではございません。平成28年度の予算額が1,948万円でございますが、この内訳は、地域支え合い活動助成金に605万円、それから地域包括支援センター運営委託料に1,000万円、それから一般会計繰出金250万円などが主なところでございます。

平成27年度でございますが、どこで大きな差があるかといいますと、地域包括センター委託料、平成27年度では2,472万8,000円を計上しておりましたので、ここで約1,470万円減額となっております。では、地域包括支援センターの委託料でございますが、前年度までは全体の委託料ですね。この地域支援事業と資料番号3番でいいます110ページの一番下の包括的支援事業及び、もう1つの特別会計でありますサービス事業勘定の3つで、業務量に合わせて案分をして予算計上しておりましたが、本年度からは、地域包括支援センターの運営に当たる経費は、基本的には包括的支援事業から支出すべきものという整理をしまして、今御質問の地域支援事業と、もう1つの特別会計でありますサービス事業勘定、それに新たに始まります介護予防・日常生活支援総合事業の関係で、介護予防ケアマネジメント事業経費というところに必要額だけを振り分け予算要求するという形にさせていただきました。そういう関係上、地域支援事業におきましては大きな減額の数字が出ております。

それから、御質問2点目の生活支援サービス事業経費との関連についてお答えします。

生活支援サービスは、要支援認定者が4月以降、順次認定の更新申請、それから認定の更新をされた後に新しい介護予防・日常生活支援総合事業の利用対象者へと移行していきます。そのため、予算上でも介護サービス等経費の中で積算した金額の約50%を生活支援サービス

のほうへ計上しました。介護サービス等経費中の訪問介護、介護予防の訪問介護、それから介護予防通所介護で、従来どおりだとした場合の金額の約50%に当たる7,433万2,000円を減額し、同額を生活支援サービス事業経費に計上してございます。

3つ目の御質問の、もう1つの特別会計のサービス事業勘定との関連についてお答えします。

サービス事業勘定では、介護予防支援サービス計画を作成することによる収入を歳入予算として計上しております。平成27年度では年間延べ6,600件ほどの作成を積算し、金額的には2,880万円を計上しました。平成28年度では、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、ここの件数が減してくるということの中で、年間延べ4,900件ほどになっていくということで予算化をし、金額として2,150万円を計上いたしました。結果、御指摘の730万円減額となっております。

一方、保険事業勘定の新規事業であります介護予防ケアマネジメント事業経費において、年間延べ2,700件ほどのケアマネジメントを実施するものとして、その委託料等1,198万1,000円を予算化しております。以上です。

○委員長（川上文浩君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

次、32番、伊藤健二委員。

○委員（伊藤健二君） 同じく地域支援事業費の関係です。特定財源の拠出比率を計算しますと、主な説明欄のとおり、介護保険国庫支出金関係で47%、介護保険の支払基金交付金が28%、県と市で合わせて25%となっており、合計すると100%ということではありますが、これはサービス給付費負担金、事業運営補助金の大きさ、合計額の大小にかかわらず保障されるものでしょうか。サービスの単価は介護報酬と連動していくのか、どうなのか。サービスの見込み量は誰が決めていくのか、この辺のシステムに関連して、費用計上の内容を御説明ください。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービス事業経費の財源構成ということですが、この事業の財源は、基本、公費が50%です。内訳として国が25%、県と市が12.5%ずつ、公費が全体50%、それから保険料も同様に50%です。内訳として、65歳以上の第1号被保険者の保険料が22%、64歳までの第2号被保険者の保険料が28%、こういう財源構成になっております。この財源構成につきましては、事業費の大小で変更されるものではありません。ただし、生活支援サービス事業経費を初めとする地域支援事業には、従来より上限が設定されておりますので、無限に保障されるというものではございません。サービスの単価につきましては、現行の介護予防相当サービスにつきましては、現在の介護予防サービスの報酬単価を用いています。緩和した基準サービスでは、現行のサービスに対して訪問型で80%、通所型で90%の単価としております。

今後につきましては、国の介護報酬の改定率等を勘案しながら将来について検討していくことになるものと考えております。見込み量につきましては、介護保険事業計画で算定した

見込み量と、あと前年の実績などを勘案しながら、職員が予算上の見込み量を算定しております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 詳しくどうもありがとうございました。

今の財源構成については、現行の介護保険と基本的にはほぼ同じという理解に立っておるんですけど、被保険者の負担の率等については多少変動していますけど、今、御説明の中で、公費で出てくる分については上限があるよという説明をされました。つまり、見込み量が変わり、一つ、まず上限の率で出されるんですか。それとも定額、ある一定、その対象者の総枠の大きさに対して何%、もしくはこの保険費用の何%までが給付の上限という、この上限があるというのは国の新しい制度の中身ですよ。そこについて、どういうふうな仕組みなのか、簡単に結構です。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 従来は、地域支援事業の上限は介護サービス給付費、一番のボリュームゾーンのサービス給付費の2%で、地域支援事業全体では、介護予防事業で2%、それから包括的支援事業・任意事業で2%で、合わせて全体の3%以内という上限がございました。新しい介護予防・日常生活支援総合事業になりますと、前年の実績に対して、今後は後期高齢者の伸び率を掛けたものが上限として原則適用されます。ただし、移行した第6期介護保険事業計画期間中につきましては、前年実績プラス10%増まで認められるというような特例もございますので、一概に高齢者の伸びだけでは、この3年間は少し緩和される部分がございますけれども、基本的な考え方は、そういうふうで上限が管理されるということです。

○委員（伊藤健二君） あと単価の設定ですが、今は平成28年度、スタートに当たっては同じもので考えているということですが、いろんな状況を判断して、市として、つまり実施主体である市として、単価については上限、上へ向かって変えると。単価の中身を改善するというような措置はとり得るのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） まだ平成28年度から開始していくという段階ですので、今のところ、それについて上げる方向なのか下げる方向なのか、正確にお答えできませんけれども、国が言いますところでは、現在の国の単価以内で設定しなさいというところがございますので、その範疇で適正な単価を見きわめていきたいというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） それは、定めとしてあるんですか。国が定めた単価以内でやれというのは指導項目なのか、法律的な枠組みとしては国の決めた範囲内でやれという指定になっているんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 法律的な定めがあるかどうかにつきましては、ちょっと確認をしないと即答できませんが、国の示しているマニュアル、それから指導指針の中ではそれが示されております。

○委員（伊藤健二君） そういうことで単価が上がって見込み量がふえて、総支出金額がふえた場合でも、先ほどの冒頭に戻りますけれども、上限、いわゆる給付費のパーセンテージじゃなくて、被保険者の伸び率、人数の伸び率の範囲内の指定された上限を超えた分について

は、当然ながら国の公費の支給対象にはならない。そういうときは、そうやってはみ出した部分が出たときには、どういう手当の仕方があるんですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） そうならないように単価等も見きわめていくという必要がございますが、仮に飛び出てしまったという場合につきましては、まず県と協議をさせていただくと。それが認められないということになりますと、市から、先ほど12.5%ということを申し上げましたが、その部分で対応していくということになるかと思えます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは次、33、34番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 110ページの地域支援事業です。

重点事業説明シートでは、新規事業として地域リハビリテーション活動支援事業ができていますが、どのような内容のものか、説明をお願いします。

○委員（田原理香君） 同じく110ページです。

地域での介護予防への取り組み支援においてですが、地域との連携を強化し、介護予防事業対象者を把握しますとあるが、具体的にはどのように実施するのか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 地域リハビリテーション活動支援事業とはどういうものなのかということですが、この事業の主な内容は、地域で活動なさっていらっしゃるサロンや宅老所、それから介護予防に資するような公民館や地域での活動、そういったところと相談をさせていただきながら、理学療法士、歯科衛生士などの専門職を派遣し、地域の中で介護予防への取り組みを強化していただけるよう支援する事業でございます。地域で活動される方々と相談、連携をしながら進めていく予定で考えてございます。

それから、田原委員のほうから、地域との連携を強化し介護予防事業対象者を把握しますと、具体的にどういうことかという御質問ですが、これも同様な考え方でございます。従来の介護予防事業におきましては、基本チェックリストというものを郵送しまして、介護予防が必要と思われる方を抽出し、介護予防教室への案内をしていくという手法でした。今後の介護予防事業におきましては、地域の活動への支援や連携を重視していくということで、地域活動の中で介護予防をしていただけるような、言い方が適切かどうかわかりませんが、従来、点で介護予防を支援していくというようなどころから面的な支援にしていくというような形にしていきたいと思います。具体的な方法につきましては、今後地域の関係者の皆様と相談をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

○委員（富田牧子君） 地域リハビリテーションですけど、ただ単に理学療法士を派遣しただけではできませんので、器具が要るとか、それから最低限でもマットとか、そういうものはあるけれども、地域サロンでそんなものを用意しているところはないわけだし、そういうのもきちっと支援をしていただいて、道具類についても支給をしていただくとか、そういうことでしょうかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） ちょっとそのところまでは今、具体的に煮詰めているわ

けではございませんが、そういう地域の活動をなさる方々の状況をお聞きしながら、必要であれば、そのあたりも考えていくということになろうかと思えます。

○委員長（川上文浩君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは35番、36番、富田委員。

○委員（富田牧子君） 111ページの地域包括ケアシステム推進事業のところですが、生活支援コーディネーター業務の内容と委託先、また重点事業説明シートでは、認知症初期集中支援チームとありますけれども、これは具体的にどんなことをするのか、教えてください。

○委員（酒井正司君） 同じく重点事業説明シート97ページの地域の生活支援・介護サービス云々のくだりの協議体の位置づけと、具体的なイメージをお聞かせください。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 最初に、生活支援コーディネーターについてお答えいたします。

地域包括ケアシステムの構成要素としまして、在宅医療、在宅介護、それから地域での生活支援サービスなどがあります。この地域の生活支援サービスを創造し、活性化していくために協議組織をつくっていく考えです。

現在の状況としましては、市域全体の協議組織を設置したという段階でございますが、今後、各地域に協議組織をつくっていきたいと考えております。その協議組織の役割として、地域資源や地域で足りないサービスの把握、2つ目として、新たな生活支援サービスの創造と実施、3つ目として、地域の関係者のネットワークづくり、4つ目として担い手の養成、それから地域ケア会議の開催・運営など多岐にわたります。この組織の中心としてリードしていく方が生活支援コーディネーターという考え方です。誰がその役をやるといいのかにつきましても、地域の協議組織の中で意見をいただきながら決めていきますが、ある程度知識や経験が必要であろうと考えておりますので、地域包括支援センターの職員でありますとか、社会福祉協議会の職員なども候補として適任ではないかというふうに現在考えているところでございます。

それから、認知症初期集中支援チームがどのような内容かということでございますが、支援チームは、認知症の方やその家族に早期からかかわって、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に、専門医と保健師、看護師、社会福祉士を初めとする専門職2名以上の合計3名以上で編成し、医療サービスや介護サービス利用に至るまでの支援を行うものです。平成28年度では、このチーム設置に向けて、まずはどういうふうにチーム編成等考えていくのかというようなことの検討に入ることと、もう1つ、国が定めるチーム員研修というものにまずは参加をして、もう少し研究をしていきたいというところの研修予算を予算計上しております。

それから、協議体の位置づけと具体的なイメージにつきましても、先ほど生活支援コーディネーターのところの説明をさせていただきましたが、各地域の協議組織について、どういった地域単位でつくるといいのか、どういったメンバーに入ってもらいたいのか、地区の

社会福祉協議会との関係はどうかなど、検討していかなければならない項目が多数あります。このあたりについて、また御意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） まず、各地域につくるという場合の、その場合の各地域というのとはどのような単位を想定しておっしゃっているのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今申し上げましたように、この地域をどの単位で捉えているのかということの一つ大きな課題です。例えば生活圏域ですね。介護保険の中では、日常生活圏域という考え方で5つに分けて地域包括支援センターを設置しておりますが、その単位がいいのか、あるいは自治連合会、連絡所の単位、そういった単位がいいのか、あるいは、例えば帷子のように大変人口が多いところも、また自治会単位で非常にまとまりがあるところもございますので、自治会単位で考えるといいという地区もあろうかというふうに考えております。このあたりにつきましては、それぞれの地域の状況に合わせて協議体を設置していきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 新年度予算のところの議論で今いろいろお聞きしておるわけですよね。だから、新年度の体制もきちっとしていないという、こんな話というのはあるのでしょうか。生活支援コーディネーターをやってもらうという業務のところでは私はお話を聞いているわけですが、どの単位でやるかということは、結局生活支援コーディネーターも何人要るかということもわからないし、どこへどういう仕事でということもわからないし、もし生活支援コーディネーターが本当に必要だというなら、地域包括支援センターの単位でやるとしたら、そこにやっぱり人数、人をふやしてもらわなきゃいけませんし、そういったことというのは、きちっと考えた上で新年度の予算にのってくるのではないんですか。今からどの単位でやるかという、そんな遅いことでいいのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 生活支援サービスの体制・整備につきましては、例えば平成28年度中に全てを完結するというものではありませんし、私のほうとしても1年、2年で全てが整うというふうに考えているものではございません。現在、市全体で協議体というものをやっとなら設置して、関係者の方々、意見をお聞きできる状況を整えたところでございますが、市から、この地域はこの圏域でやりなさいというようなやり方をしてもなかなか機能しづらいものだと思っております。やはり地域の方々、その生活される方々がどうしていくといいのか、それをお聞きしないと、きちっとした形、機能する形としてはできないのではないかとこのように思っております。

○委員（酒井正司君） 協議体が、提供主体が集い、定期的な情報交換やサービス、開発を行うということは、この組織のかなめかと思うんですが、この定期的にとということと、それと現場によく精通している人が当然出なきゃいかんということと、運営的な、経済的な面も当然考慮して、それに明るい方が出なきゃいかんわけですが、その辺、人選と定期的なという頻度についてお聞かせください。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 頻度につきましても、まだこれが毎月なのか、月に2回な

のか、そのあたり定めておるわけではございませんが、地域の中で話し合いがどんどん活発になってくれば、月に2回、3回会議をなされても全然それはいいことだというふうに思っております。

人選につきましては、地域の中でいろんな活動をなさっていらっしゃる方にできるだけ入っていただきたいということと、やはり例えば自治会とか自治連合会、それから日本赤十字社とか、いろんな各種団体あると思いますが、そういった関係者等の方にも御参加をお願いしていきなあとというふうに考えております。

○委員長（川上文浩君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、平成28年度予算についての通告による質疑は以上です。

そのほかの質疑を許します。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終結します。

本日の予算案の質疑を通して、今後の予算執行に向けて、可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や、または附帯決議を付すことなどについて議論するため、自由討議の動議がありましたら委員会に諮りたいと思います。

いかがですか。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で、本日の当委員会の会議日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月17日午前9時より予算決算委員会を行いますので、よろしくお願ひします。

閉会 午前11時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月15日

可児市予算決算委員会委員長